

令和5年度 障害保健福祉部予算概算要求の概要

※ こども家庭庁移管分を除く。
※ デジタル庁計上分を含む。

◆予算額

（令和4年度予算額） （令和5年度概算要求額） （対前年度増▲減額、伸率）
1兆9,211億円 → 2兆147億円 （+936億円、+4.9%）

◆障害福祉サービス関係費（自立支援給付費＋地域生活支援事業費等）

（令和4年度予算額） （令和5年度概算要求額） （対前年度増▲減額、伸率）
1兆4,210億円 → 1兆4,974億円 （+764億円、+5.4%）

【主な事項】 ※括弧内は令和4年度予算額

- 良質な障害福祉サービス（P2） 1兆4,443億円（1兆3,704億円）
- 地域生活支援事業等の拡充【一部新規】（P2） 531億円（506億円）
- 障害福祉サービス等提供体制の基盤整備（P2） 54億円＋事項要求（43億円）

- 障害者自立支援機器の開発等の促進【拡充】（P4） 1.7億円（1.5億円）
- 視覚障害者・聴覚障害者等への情報・意思疎通支援の推進【拡充】（P4） 6.1億円（5.1億円）

- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築【一部新規】（P5） 8.4億円（8.0億円）
- 依存症対策の推進【拡充】（P5） 9.9億円（9.5億円）
- 発達障害児・発達障害者の支援施策の推進（P7） 9.9億円（8.1億円）
- 障害者に対する就労支援の推進【一部新規】（P8） 24億円（22億円）
- 感染防止に配慮した障害福祉サービス等提供体制の確保（P9）

事項要求

1 障害福祉サービス等の確保、地域生活支援などの障害児・障害者支援の推進

○ 障害福祉サービス等の確保、地域生活支援等

(1) 良質な障害福祉サービス

1兆4,443億円(1兆3,704億円)

障害者等が地域や住み慣れた場所で暮らすために必要な障害福祉サービスや障害児支援を総合的に確保する。

※原油価格・物価高騰への対策に係る障害福祉サービス事業所等への支援に係る経費は事項要求として予算編成過程で検討。

(2) 地域生活支援事業等の拡充【一部新規】

531億円(506億円)

意思疎通支援や移動支援など障害者等の地域生活を支援する事業について、地域の特性や利用者の状況に応じ、事業の拡充を図る。

(3) 障害福祉サービス等提供体制の基盤整備(社会福祉施設等施設整備費)

54億円+事項要求(43億円)

障害者等の社会参加支援や地域生活支援を更に推進するため、地域移行の受け皿としてグループホーム等の整備を促進するなど、自治体の整備計画に基づく整備を推進する。

※「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」(令和2年12月11日閣議決定)で示された障害関係施設等の防災・減災対策に必要な経費、建築資材費等の物価高騰の影響相当額は、事項要求として予算編成過程で検討。

(4) 障害者等への良質かつ適切な医療の提供

2,554億円(2,535億円)

心身の障害の状態を軽減し、自立した日常生活等を営むために必要な自立支援医療(精神通院医療、身体障害者のための更生医療、身体障害児のための育成医療)を提供する。また、自立支援医療の利用者負担のあり方については、引き続き検討する。

(5) 特別児童扶養手当、特別障害者手当等

1,836億円(1,787億円)

特別児童扶養手当及び特別障害者手当等の支給を行う。

(6) 障害福祉のしごとの魅力発信

35百万円(15百万円)及び地域生活支援事業等の内数

障害福祉分野における多様な人材の参入を促進するため、インターネットやSNSを

活用した広報等を通じて障害福祉の仕事の魅力に関する情報発信を行うとともに、地域の関係機関等と連携し、障害福祉の現場を知るための体験型イベント等の開催を行う。また、障害福祉分野への人材の参入や定着の障壁となっている要因の調査・分析、事業所における人材確保・定着方策の好事例を把握し、共有を図る。

(7) 障害福祉分野におけるICT・ロボット等導入支援

5. 2億円

障害福祉分野における業務効率化及び職員の業務負担軽減を推進しながら、安全・安心な障害福祉サービスを提供できるよう、障害福祉サービス事業所等におけるICT・ロボット等の導入を支援する。

(8) 障害児・障害者虐待防止、権利擁護などに関する総合的な施策の推進

① 障害者虐待防止の推進

6. 2億円 (6. 2億円)

都道府県や市町村で障害児・障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため、専門性の高い職員の確保や地域の関係機関の協力体制の整備、関係機関職員への研修、障害児・障害者虐待の通報義務等の制度の周知を図ることにより、支援体制の強化を図る。

② 障害児・障害者虐待防止・権利擁護に関する人材養成の推進

16百万円 (12百万円)

国において、障害児・障害者の虐待防止や権利擁護に関して各都道府県で指導的役割を担う者を養成するため、実践的なスキルを効果的に伝達できるよう研修内容の見直しを図り実施するとともに、虐待事案の未然防止のための調査研究を行う。

③ 成年後見制度の利用促進のための体制整備【拡充】

地域生活支援事業等の内数

「第二期成年後見制度利用促進基本計画」(令和4年3月25日閣議決定)を踏まえ、成年後見制度の利用に要する費用の補助や制度の普及啓発等の取組を推進するとともに、新たに都道府県による法人後見の養成研修を実施する。

(9) 重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援

13億円 (12億円)

重度障害者の地域生活を支援するため、重度障害者の割合が著しく高いこと等により訪問系サービスの給付額が国庫負担基準を超えている市町村に対する補助事業について、小規模な市町村に重点を置いた財政支援を行う。

(10) 教育と福祉の連携の推進

地域生活支援事業等の内数

市町村内における家庭・教育・福祉の連携促進及び地域支援対応力の向上を図るため、教育委員会や福祉部局、学校、障害児通所支援事業所等の関係者が障害児への切れ目ない支援について協議を行う場の設置や福祉機関と教育機関等との連携の役割を担う「地域連携推進マネジャー」を市町村に配置する。

(1 1) 障害者施策に関する調査・研究の推進

4. 2億円 (3. 4億円)

障害者施策全般にわたり解決すべき課題について、現状と課題を科学的に検証・分析し、その結果を政策に反映させていくため、調査・研究等への補助を行う。

○ 障害者等の自立・社会参加支援の推進

(1) 芸術文化活動の支援の推進【拡充】

4. 4億円 (3. 7億円)

障害者文化芸術活動推進法に基づく第2期障害者文化芸術活動推進基本計画の策定を見据え、地域における障害者の芸術文化活動を支援する都道府県センターの機能強化を図るとともに、障害者芸術・文化祭を開催し、芸術文化活動（美術、演劇、音楽等）を通じた障害者の社会参加をより一層推進する。

(2) 障害者自立支援機器の開発等の促進【拡充】

1. 7億円 (1. 5億円)

障害者自立支援機器の実用的な製品化を促進するため、障害者のニーズと企業のシーズのマッチング強化や機器の開発企業に対する支援を実施するとともに、障害者等のニーズを発掘し、課題解決のプロセスを習得するための事業を実施する。また、補装具の装用訓練やフォローアップ実施の推進に取り組む病院及びリハビリテーション施設の普及を促進する。

(3) 視覚障害者・聴覚障害者等への情報・意思疎通支援の推進【拡充】

6. 1億円 (5. 1億円)

障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の成立等を踏まえ、視覚障害者・聴覚障害者等への情報・意思疎通支援を推進するため、手話通訳者をはじめとする意思疎通支援従事者の確保やICT機器の利用支援などの取組、読書環境の整備を促進する。

2 地域移行・地域定着支援などの精神障害者施策、依存症対策等の推進

(1) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築【一部新規】

8.4億円(8.0億円)

精神障害者が地域の一員として安心して自分らしく暮らせるよう、住まいの確保支援を含めた精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指す。このため、障害保健福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科病院、その他医療機関、地域援助事業者、市町村などとの重層的な連携による支援体制を構築し、地域の課題を共有した上で、地域包括ケアシステムの構築に資する取組を行う。

また、市町村長同意による医療保護入院者等、外部との面会交流が困難な患者を対象とした実効的な支援を行うため、都道府県等において、精神科病院へ訪問し、入院者の生活に関する相談等に応じて必要な情報提供等が行われるよう、支援体制の構築を図る。

(2) 精神科救急医療体制の整備

1.9億円(1.7億円)

地域で生活する精神障害者の病状の急変時において、早期に対応が可能な医療体制及び精神科救急情報センターの相談体制を確保するため、引き続き地域の実情に応じた精神科救急医療体制を整備する。

また、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に資する精神科救急医療体制整備を推進するとともに、依存症患者が救急医療を受けた後に適切な専門医療や支援等を継続して受けられるよう、依存症専門医療機関等と精神科救急医療施設等との連携体制を構築する。

(3) 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に関する医療提供体制の整備の推進

1.91億円(1.83億円)

心神喪失者等医療観察法に基づく医療を円滑に行うため、引き続き指定入院医療機関を整備し、地域偏在の解消を進める。

また、指定医療機関の医療従事者等を対象とした研修や指定医療機関相互の技術交流等により、更なる医療の質の向上を図る。

(4) アルコール健康障害対策・薬物依存症対策・ギャンブル等依存症対策等の推進【拡充】

① 依存症対策の推進(一部再掲・2(2)参照)

9.9億円(9.5億円)

アルコール、薬物、ギャンブル等依存症をはじめとする依存症患者やその家族等

が適切な治療や必要な支援を受けられるよう、全国拠点機関において、依存症対策に携わる人材の養成や情報発信等に取り組む。

都道府県等において、依存症の治療・相談支援等を担う人材育成、依存症相談拠点、依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関の選定・設置を行うことにより、依存症相談支援・治療体制、各地域における包括的な連携協力体制の整備等を推進する。また、依存症患者が救急医療を受けた後に適切な専門医療や支援等を継続して受けられるよう、依存症専門医療機関等と精神科救急医療施設等との連携体制を構築する。

さらに、相談支援や普及啓発等に全国規模で取り組む民間団体の支援や依存症の実態を把握するための調査を実施するとともに、広く国民一般を対象に依存症の正しい理解を広めるための普及啓発を実施する。

② アルコール健康障害対策の推進

19百万円（19百万円）

アルコール健康障害対策基本法及びアルコール健康障害対策推進基本計画に基づき、飲酒に伴うリスクに関する知識の普及啓発や、都道府県におけるアルコール問題に関する横断的取組を支援する。

(5) 高次脳機能障害及びその関連障害に対する地域支援ネットワーク構築の促進

【新規】

2.0億円

高次脳機能障害の当事者への専門的相談支援及び医療と福祉の一体的な支援を普及・定着させるため、高次脳機能障害の診断及びその特性に応じた支援サービスの提供を行う協力医療機関（医療機関、リハビリ機関等）及び専門支援機関（就労支援機関、教育機関等）を確保・明確化する。さらに、地域の関係機関が相互に連携・調整を図り、当事者やその家族等の支援に資する情報提供を行う地域支援ネットワークを構築し、切れ目のない充実した支援体制の促進を図る。

(6) てんかんの地域診療連携体制の整備

22百万円（19百万円）

てんかんの治療を専門的に行っている医療機関を「てんかん支援拠点病院」として指定し、関係機関との連携・調整等の実施及び各支援拠点病院で集積された知見の評価・検討を行うため「てんかん全国支援センター」を設け、てんかんの診療連携体制を整備する。

(7) 摂食障害治療体制の整備

23百万円（19百万円）

摂食障害の治療を専門的に行っている医療機関を「摂食障害支援拠点病院」として指

定し、関係機関との連携・調整等の実施及び各支援拠点病院で集積された知見の評価・検討を行うため「摂食障害全国支援センター」を設け、摂食障害の診療連携体制を整備する。

(8) こころの健康づくり対策等の推進

76百万円（76百万円）及び地域生活支援事業等の内数

精神疾患を有する方への早期の専門的対応を充実するため、かかりつけ医や精神保健医療福祉関係者への研修を実施するほか、うつ病などの治療で有効な認知行動療法の研修を実施し、治療の質の向上を図る。

(9) 公認心理師実習演習担当教員及び実習指導者養成講習会事業【新規】

41百万円

公認心理師の質の維持・向上のため、公認心理師となるために必要な科目を教授する実習演習担当教員及び実習施設において必要な科目を指導する実習指導者を養成するための講習会を実施する。

3 発達障害児・発達障害者の支援施策の推進

(1) 発達障害児・発達障害者に対する地域支援機能の強化

5.7億円（3.9億円）

発達障害児者の各ライフステージに対応する一貫した支援を行うため、地域の中核である発達障害者支援センター等に配置する発達障害者地域支援マネジャーの体制を強化することで、市町村や事業所等が抱える困難事例への対応促進等を図り、発達障害児者に対する地域支援機能を強化する。

(2) 発達障害の初診待機解消に関する取組の推進

93百万円（93百万円）

発達障害児者の診断に係る初診待機の解消を進めるため、発達障害の医療ネットワークを構築し、発達障害の診療・支援ができる医師の養成を行うための実地研修等の実施や医療機関におけるアセスメント対応職員の配置を進める。

(3) 発達障害児・発達障害者とその家族に対する支援

1.6億円（1.6億円）

都道府県及び市町村において、同じ悩みを持つ本人同士や発達障害児者の家族に対するピアサポートや発達障害児者の家族に対するペアレントトレーニング、青年期の発達障害者に対する居場所作り等を実施することにより、発達障害児者及びその家族の支援を推進する。

(4) 発達障害に関する理解促進及び支援手法の普及

1. 4億円 (1. 3億円)

全国の発達障害者支援センターの中核拠点としての役割を担う、国立障害者リハビリテーションセンターに設置されている「発達障害情報・支援センター」で、発達障害に関する各種情報を発信するとともに、困難事例に係る支援をはじめとする支援手法の普及や国民の理解の促進を図る。

また、「世界自閉症啓発デー」(毎年4月2日)などを通じて、自閉症をはじめとする発達障害に関する正しい理解と知識の普及啓発等を行う。

4 障害者に対する就労支援の推進

(1) 雇用施策と福祉施策の連携による重度障害者等の就労支援

7. 7億円 (7. 7億円)

重度障害者等に対する就労支援として、雇用施策と福祉施策が連携し、企業が障害者雇用納付金制度に基づく助成金を活用しても支障が残る場合や、重度障害者等が自営業者として働く場合等で、自治体が必要と認めた場合に、地域生活支援促進事業により支援を行う。

(2) 工賃向上等のための取組の推進

7. 1億円 (6. 7億円)

一般就労が困難な障害者の自立した生活を支援する観点から、就労継続支援事業所などに対し、経営改善、商品開発、市場開拓や販路開拓等に対する支援を行うとともに、在宅障害者に対する ICT を活用した就業支援体制の構築や販路開拓等の支援等を実施する。

また、全都道府県において、関係者による協議体の設置により共同受注窓口の機能を強化することで、企業等と障害者就労施設等との受発注のマッチングを促進し、障害者就労施設等に対する官公需や民需の増進を図ることに加え、農福連携に係る共同受注窓口の取組を支援する。

(3) 障害者就業・生活支援センター事業の推進

8. 0億円 (7. 9億円)

就業に伴う日常生活の支援を必要とする障害者に対し、窓口での相談や職場・家庭訪問等による生活面の支援などを実施する。

(4) 農福連携等による障害者の就労促進プロジェクトの実施(再掲4(2)参照)

3. 4億円 (3. 4億円)

農業・林業・水産業等の分野での障害者の就労を支援し、障害者の工賃水準の向上等を図るとともに、障害者が地域を支え地域で活躍する社会の実現に資するため、障害者就労施設への農業等に関する専門家の派遣や農福連携マルシェの開催等を支援するとともに、過疎地域における取組を後押しする。

(5) 働く障害者の就労に伴う定着支援

37百万円（17百万円）

働く障害者の生活面の支援ニーズにより丁寧に対応できるよう、障害者就業・生活支援センターが就労定着支援事業所に対するスーパーバイズや困難事例への対応と事例収集に基づく他の就労機関への情報共有・啓発を行うことで、地域のネットワークの強化を図る。

(6) 障害者の能力や適性等に合った一般就労や就労系障害福祉サービスの選択を支援する取組の推進【新規】

50百万円

就労アセスメントの手法を活用して必要な支援を行う新たなサービス（就労選択支援（仮称））の円滑な運用に資するよう、各地域の実情に応じた効果的な実施方法等の構築に向けて、モデル的な取組を通じて課題やノウハウを収集する。

5 感染防止に配慮した障害福祉サービス等提供体制の確保

○ 障害福祉サービス等提供体制の継続支援

事項要求

新型コロナウイルスの感染者等が発生した障害福祉サービス事業所等が関係者との連携の下、感染拡大防止対策の徹底や工夫を通じて、必要なサービス等を継続して提供できるよう支援するとともに、都道府県において、緊急時に備え、職員の応援体制やコミュニケーション支援等の障害特性に配慮した支援を可能とするための体制を構築する。

6 東日本大震災等の災害からの復旧・復興への支援

(1) 障害福祉サービスの再構築支援（復興）

1. 0億円（1. 0億円）

被災地の障害者就労支援事業所の業務受注の確保、流通経路の再建の取組や障害福祉サービス事業所等の事業再開に向けた体制整備等に必要な経費について、財政支援を行う。

(2) 避難指示区域等での障害福祉制度の特別措置（復興）

1 5百万円（1 5百万円）

東京電力福島第一原発の事故により設定された帰還困難区域等及び上位所得層を除く旧緊急時避難準備区域等・旧避難指示解除準備区域等の住民について、障害福祉サービス等の利用者負担の免除の措置を延長する場合には、引き続き市町村等の負担を軽減するための財政支援を行う。

(3) 被災地心のケア支援体制の整備（一部復興）

3 1百万円（5 4百万円）及び被災者支援総合交付金（1 1 1億円）の内数

東日本大震災による被災者の精神保健面の支援のため、専門職による相談支援等を実施するとともに、自主避難者等への支援などを通じて、引き続き専門的な心のケア支援を行う。

さらに、熊本地震による被災者の専門的な心のケア支援を引き続き実施するとともに、令和2年度7月豪雨等による被災者の心のケアに対応するため、市町村等が行う被災者の専門的な心のケア支援を引き続き実施する。

【参考】こども家庭庁へ移管する事業・予算

4, 728億円 (4, 328億円)

- 1 良質な障害児支援の確保 4, 706億円 (4, 309億円)
障害児が地域や住み慣れた場所で暮らせるようにするために必要な障害児支援に係る経費（児童福祉法に基づく入所や通所に係る給付等）を確保する。

 - 2 地域における障害児支援体制の強化 8. 2億円 (6. 6億円)
※令和5年度からは、児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金（仮称）の事業として実施（以下、3・4も同様）
令和4年6月に成立した改正児童福祉法の施行（令和6年4月）に向け、児童発達支援センターの機能を強化し、地域の障害児通所支援事業所の全体の質の底上げに向けた取組、地域のインクルージョンの推進のための取組、地域の障害児の発達支援の入口としての相談機能等の支援を適切に行うことができるための支援を行う。

 - 3 医療的ケア児等への支援の充実 4. 8億円 (4. 0億円)
医療的ケア児等への支援の充実を図るため、令和3年9月に施行された「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」に基づく「医療的ケア児支援センター」の設置や協議の場の設置、医療的ケア児等コーディネーターの配置を推進するとともに、関係機関等の連携促進、関係情報の集約・発信、支援者の養成、日中の居場所作り、活動の支援等を総合的に実施する。

 - 4 聴覚障害児支援のための中核機能の強化 1. 7億円 (1. 7億円)
保健・医療・福祉・教育の連携強化のための協議会の設置や保護者に対する相談支援、人工内耳・補聴器・手話の情報等の適切な情報提供、聴覚障害児の通う学校等への巡回支援、障害福祉サービス事業所等への研修などを行う聴覚障害児支援のための中核機能の整備を図る。
- ※ その他、障害児入所施設の施設整備費、調査研究事業、情報システム経費、事務経費についても、こども家庭庁へ移管